

**知っておきたい！  
住宅用火災警報器の維持管理**

住宅での火災を早期に発見するため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置している警報器が、いざという時にきちんと作動するように、日頃から点検などを行いましょ

う。**【月に一回の点検】**警報器の中の電池が切れていないか、「警報器のボタンを押す」や「紐を引く」などして、音が鳴るかを確かめましょう**【日々の手入れ】**警報器にはほこりが付くと、誤作動を起こしやすくなります。定期的に布でほこりや汚れを拭き取りましょ**【誤作動を防ぐ】**部屋の害虫駆除で燻煙剤を使う時には、警報器をビニールで覆うか、本体を取り外し、終了後は元に戻しましょ**【警報器本体の交換は10年が目安】**電池切れや故障の場合は、購入先またはメーカーに相談するか、本体を交換しましょ

(消防局予防課 ☎363-0263)

**消火器点検アプリを使って  
消火器の点検ができます**

飲食店、店舗、事業所などで消防法により設置が義務付けられている消火器は、半年ごとに点検し、その結果を消防署へ報告する必要があります。小規模な建物であれば、所有者が自ら点検可能となる「消火器点検アプリ」が利用できます。スマートフォンのApp Store、Google Playから検索しダウンロードください。アプリに必要事項等を入力すると、点検を行うことができます。点検した内容は印刷し、消防署への報告に利用可能です。**【管轄消防署指導課(中央消防署☎364-2894/東消防署☎367-6315/西消防署☎353-5028/南消防署☎212-0303/北消防署☎327-2020/益城西原消防署☎286-2298)**

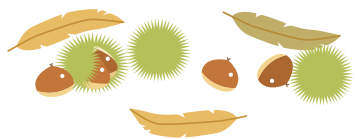
(消防局指導課 ☎363-2249)

**消防活動に支障の出る駐車は  
やめましょ**

消防隊が消火に使用する水は、道路や歩道に設置された消火栓や防火水槽から補給することが多く、消火栓や防火水槽付近に車があると水の補給を妨げ、消火活動に支障をきたします。消火栓や防火水槽付近の駐車は、法律で禁止される違法駐車です。駐車の際は、必ず道路を確認し付近に駐車しないようにしましょ

また、違法駐車があると救急車や消防車の到着時間が遅れ、被害の拡大や尊い人命までもが失われることにもなりかねません。一刻を争う消防活動にご協力ください。

(消防局警防課 ☎363-7174)



**10月は「自動車点検整備推進  
運動強化月間」**

自動車の不具合による交通事故の防止や大気環境の保全を図るため、適切な保守管理と点検・整備の実施が義務付けられています。定期点検だけでなく、毎回車の運転の前には、ブレーキ液量の確認やタイヤの亀裂・損傷の有無、ランプ類の点灯・点滅の確認などの日常点検を確実にを行い、安全運転に努めましょ

(生活安全課 ☎328-2397)

**下水道に思いやりを！**

下水道に野菜くずやごみ、水洗便所にトイレットペーパー以外の溶けにくい紙や紙オムツを流すと下水管が詰まったり、浄化センターの処理機能に悪影響を与えます。

また、単体ディスポーザ(食品くず粉砕機)で砕いた野菜くずなども下水管内に堆積腐敗し、悪臭や詰まりの原因となるので流さないでください。野菜くずを下水道に流さないディスポーザ排水処理システムを設置する場合は事前に相談ください。**【水再生課(☎381-1157)**

**10月1日は浄化槽の日**

浄化槽の日は浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたのを記念し、浄化槽の普及促進などを周知することで、公共用水域の水質保全等を目的に設けられました。家庭の生活排水が適切に処理されているか見直してみましょ**【浄化対策課(☎328-2366)**

**アニサキスなど寄生虫による  
食中毒にご注意！**

アニサキスなど寄生虫による食中毒が全国的に多発しています。肉や魚は十分に加熱して食べましょ。予防方法など詳しくは、スマホ版へ。

(食品保健課 ☎364-3188)

**相続した空き家の譲渡所得の  
特別控除**

特別控除(3,000万円)の対象となる場合、確定申告時に税務署への提出が必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」を交付しています。譲渡日以降に申請可能です。申請を希望する方は、早めに準備・手続きをしましょ

(空家対策課 ☎328-2514)

**倒壊の危険性が高い空き家の  
解体費の一部補助**

要件を満たすものについて、解体費の一部を補助します(上限額60万円)。「建物が傾いて倒壊の危険性が高い」、「権利者全員の同意」など、他にもさまざまな要件があります。

詳しくは、市ホームページまたは電話で空家対策課へ。

(空家対策課 ☎328-2514)

**「はかり」の定期検査**

日時	場所
10月1日(火) 午後1時～3時	西原小学校 体育館玄関
10月2日(水) 午後1時～3時	帯山西小学校 体育館玄関
10月3日(木) 午後1時～3時	託麻原小学校 体育館エントランス

**【】**商店や病院などで、取引または証明に使用している「はかり」の検査を行います。家庭用計量器(キッチンスケール・ヘルスメーターなど)の検査(無料)も併せて行います  
(計量検査所 ☎369-0610)

**秋の町内一斉清掃について**

**【期】**10月27日(日) **【場】**各町内 **【】**毎年10月の第4日曜日に「秋の町内一斉清掃」の実施を呼びかけています。清掃作業は各町内で行われるので、詳しくは、お住まいの町内自治会へ  
(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

**食品ロスを削減しましょ**

本市では、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」が約3万7千トン発生しています。10月は食品ロス削減月間です。①～④を実践し、食品ロスを削減しましょ！

①食材を買い過ぎない②料理を作り過ぎない③食材を使い切る④食べ物を食べ残さない

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

**消費生活地域見守りサポーター  
養成講座 受講生募集** **【無料】**

	日時	内容
第1回	11月26日(火) 午後1時～4時	・消費者トラブル相談事例・対処法 ・詐欺事犯・警察の取り組みなど
第2回	11月28日(木) 午後1時～4時	・消費生活地域見守りサポーターの役割

**【場】**市教育センター2階中研修室 **【】**消費者問題に関する基礎知識や見守り活動について学ぶ講座(全2回受講) **【師】**弁護士、消費生活相談員、消費生活専門相談員など **【定】**70人(先着順) **【申】**10月7日～11月15日に電話(☎334-1500)またはホームページ(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ  
(消費者センター ☎353-5757)

**動物を飼う前に考えて**

動物を飼うことは、その一生に責任を持つことです。飼う前に次の10のポイントについて考えてましょ

①住まいは動物を飼える住居か。転居や転勤の予定はないか②飼いたい動物は、自分の生活スタイルに合っているか③家族は全員動物を飼うことに賛成しているか④家族に動物に対するアレルギーを持っている人はいるか⑤毎日欠かさず世話に時間と手間をかけられるか⑥自分の体力で世話ができる動物か⑦近所に迷惑を

かけないように配慮できるか⑧動物の一生にかかる費用を考えてみたか⑨生涯にわたる計画をたててみたか⑩万一、飼えなくなったときのことを考えているか

「かわいい」という気持ちだけでは動物は飼えません。自分が本当に最後まで責任を持って飼えるのか、動物を飼う前に家族みんなでよく話し合いましょ

(市動物愛護センター ☎380-2153)

**犬と猫の休日譲渡会**

**【日】**10月20日(日)犬の譲渡前講習会:午前10時～(受講済の方は不要)、犬の譲渡受付:午前11時～11時半、猫の譲渡受付:午前10時～11時半

**【場】**市動物愛護センター **【費】**犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金(各3,000円)が必要 ※市動物愛護センターが保護している犬猫の譲渡会です。譲渡には条件あり。 **【問】**市ホームページ、市動物愛護センター(☎380-2153)



**ワンちゃん相談コーナー** **【無料】**

**①犬のしつけ相談**

**【日】**10月25日(金)午後2時～4時 **【場】**市動物愛護センター **【内】**犬のしつけの悩みに対する相談 **【師】**ドッグトレーナー **【対】**犬の飼い主 ※犬の同伴要相談。

**②高齢犬・猫の介護、ハンディキャップを抱えた犬・猫の介助**

**【日】**10月20日(日)午前11時～午後3時 **【場】**九州電力フラットスクエア(中央区水上前寺1丁目6番36号) **【内】**高齢犬・猫の介護、ハンディキャップを抱えた犬・猫の介助について ※ペット同伴不可。 **【師】**動物看護師 **【対】**犬・猫の飼い主

**【①②共通】【申】**①10月16日まで(必着)、②10月11日まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センター(☎380-2153)へ  
(市動物愛護センター ☎380-2153)

**しごと・経済**

**ビジネスプラン・アイデアコンテスト**

**【内】**高い事業意欲と創造性、チャレンジ精神を有する人材を発掘するためのコンテスト。入賞者へ賞金有 **【対】**市内で起業を予定し、具体的な事業プランを有する方および市内で起業後2年以内の方 **【申】**11月20日までに申込書を持参または郵送で〒860-8547中央区横紺屋町10番地 熊本商工会議所経営金融課へ

※事前説明会の開催も予定。

詳しくは、熊本商工会議所経営金融課(☎354-6688)へ。

(商業金融課 ☎328-2424)

市外局番 096 を省略しています ●「〒860-8601」は市役所専用番号です。住所の記載なしで郵便物が届きます。

広告

heart

ハートグループ

理容・美容

皆様のご来店を社員一同心よりお待ちしております。

ハートグループは、「親切・丁寧・低料金」をモットーに幅広い年代の方々より御支持いただけるようなサロンづくりを目指しています。県内に20店舗展開しております。お気軽にお立ち寄り下さい。

ハートグループ本部(株式会社ハートグループ)／熊本市北区武蔵ヶ丘3-11-21(ハートビル2F) TEL.096-348-7703

トータルサロン・ハート ☎096-273-8556 (大津店)

トータルサロン・ハート ☎096-282-1235 (御船店)

ハート理・美容室 ☎096-213-5793 (菊陽店)

トータルサロン・ハート ☎0968-72-4133 (ダイレックス玉名中央店)

ヘアーサロン・ハート ☎096-232-7687 (光の森店)

トータルサロン・ハート ☎0968-72-0303 (玉名薬店)

アトリエハート ☎096-339-6878 (武蔵ヶ丘店)

トータルサロン・ハート ☎0965-31-6116 (八代インター店)

美容室ハート2 ☎096-351-3515 (徳王店)

訪問理・美容のハート ☎0120-38-1940 (出張専門)

理・美容のハート ☎0964-43-3959 (小川店)

カット・カラー専門店 ☎0964-43-6868 (イオンモール宇城店)

トータルサロン・ハート ☎0964-33-1441 (松橋店)

がんばれ!! ロアツッ

ハートグループは  
ロアツッ熊本を応援しています。

©2008 ACK